

民生委員制度 創設100周年 (1面つづき)

どんな人がなっているの？
どんな活動をしているの？

区内では、5月1日現在、261人の民生・児童委員と、17人の主任児童委員が活動しています。

相談の秘密は厳守

民生・児童委員は皆さんと同じ地域に暮らす「近所さん」です。特別な資格はありませんが、地域の実情に詳しく、地域福祉向上に熱意のある方が町会・自治会長から推薦されます。厚生労働大臣から委嘱を受け、無償のボランティアとして地域で活動しています。身近な相談相手として、皆さんからさまざまな相談を受けて関係機関につなぐ、橋渡しをしています。

「主任児童委員」

18歳までのこどもの支援を専門に活動しています。虐待やいじめ、不登校などの問題は主任児童委員へご相談ください。



地区名	氏名	担当区域
平野	三島 よしえ	深川1丁目
扇橋	菊地 常美	扇橋3丁目12番、13番、16～23番
東陽	安藤 尚立	富岡2丁目
	永谷 佐江子	東陽5丁目23番、26～32番
亀戸	船橋 裕子	牡丹1丁目、越中島1丁目2番
	永田 美枝子	亀戸1丁目21～41番
大島	中川 ゆう子	亀戸2丁目6番(UK9号棟、30号、35号)
	高橋 由美子	大島8丁目1～11番
北砂	小本 映子	大島8丁目12～22番
	富永 保	東砂4丁目18～24番
南砂	糸井 美津子	南砂4丁目8～19番

福祉課福祉管理係
 ☎(3647)4318
 FAX(3647)9186



▲子育ての催しもお手伝い

5月14日(日)に新宿通りで都内の民生・児童委員が集まりパレードを開催します。平成29年度は「紡ぎゆく100年子どもに寄り添う70年」と題して、

左表の方が新たに民生・児童委員に委嘱されました。お住まいの地域を担当する民生・児童委員や主任児童委員を知りたいときにはお問い合わせください。

新任委員の紹介

区内では5月21日(日)に行われる「江東こどもまつり」に参加します。100周年用の「こびガエル」の工作で、皆さんと楽しく交流します。

マイナンバーの通知カードを受け取っていない方へ

平成28年3月末までに区へ戻っているものは6月末に廃棄

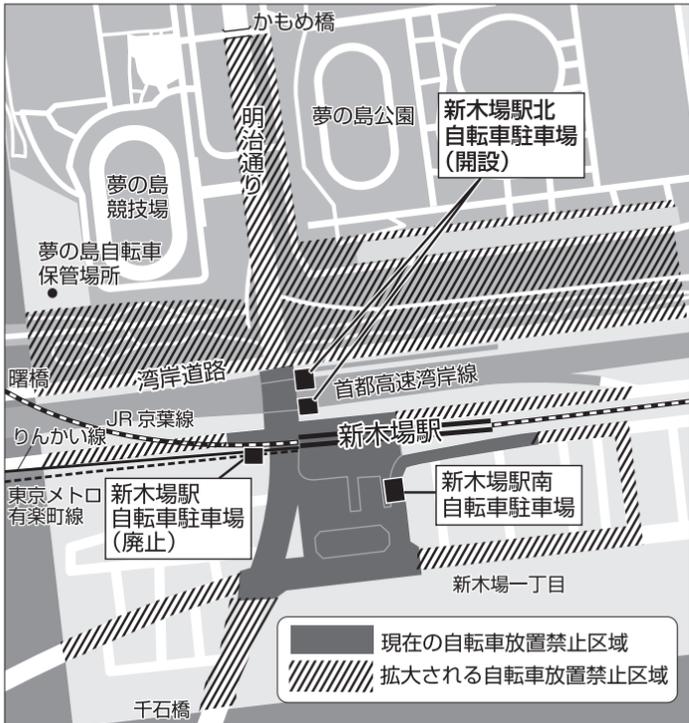
マイナンバー制度の開始に伴い、平成27年10月5日時点の住所地に、転送不要の簡易書留で通知カードをお送りしました。配達時に、あて所なしや保管期間経過等で区に戻っている通知カードのうち、平成28年3月末までに区に戻っている分について、6月末で廃棄します。廃棄後に通知カードが必要な場合は再交付となるため、手数料がかかります。今後、区に戻ってきた通知カードは一定期間保管の後、順次廃棄の予定です。まだ通知カードを受け取っていない方は、電話で保管されている方は、5月25日(木)～31日(水)に新木場駅自転車駐車場管理室内で優先受け付けします。

新木場駅北 自転車駐車場を開設

6/1(木)

新木場駅周辺の駐輪需要と夢の島公園内等周辺の放置自転車の対応するため、新木場駅北側の湾岸道路高架下に、新たに新木場駅北自転車駐車場(一時・定期利用)を開設します。開設予定日、利用料金は次のとおり

※開設に伴い、新木場駅自転車駐車場は廃止します。現在ご利用の方およびキャンセル待ちの方



るのを確認のうえ、区民課住民記録係(区役所2階3番)でお受け取りください。受け取りには本人確認の書類が必要です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

通知カードとは

紙製・緑色のカードで、マイナンバー(12桁の数字)、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。なお、プラスチック製・写真付きのマイナンバーカードは、5月25日(木)～31日(水)に新木場駅自転車駐車場管理室内で優先受け付けします。

開設予定日: 6月1日(木)

所在地: 上図のとおり

利用受付開始日: 6月1日(木)

受付場所: 新木場駅北自転車駐車場管理室内

利用料金: 定期利用(1か月)1,500円、一時利用・最初の2時間は無料、以降8時間ごとに100円

運営会社: 問合先「サイカパー」

キング(株)
☎(3667)4978

新木場駅周辺の自転車放置禁止区域を拡大

自転車駐車場の開設に合わせて、新木場駅周辺の自転車放置禁止区域を上図のとおり拡大します。放置禁止区域は、区ホームページにも掲載しています。

交通対策課自転車対策係
☎(3647)4789
FAX(3647)9287



▲通知カード(見本)

工業統計調査にご協力を

6月1日現在で、全国一斉に工業統計調査が行われます。この調査は、我が国の製造業の実態を把握することを目的としたもので、調査結果は、行政施策のための基礎資料のほか学術研究、市場予測などの基礎資料として幅広く利用されます。調査は従業者4人以上の製造業の事業所を対象に実施します。

ただし、規模を把握するため、すべての製造業事業所に対して事業所名や従業者数などの確認に伺います。

5月中旬に統計調査員が対象の事業所に伺いますので、調査への協力をお願いします。

地域振興課統計調査係
☎(3647)4965
FAX(3647)8441